

岐阜市公共建築物等における木材の利用推進に関する方針  
新旧対照表

改正後	改正前
<p><b>岐阜市公共建築物等における木材の利用推進に関する方針</b></p>	<p><b>岐阜市公共建築物等における木材の利用推進に関する方針</b></p>
<p><b>第1 趣旨</b> (略)</p>	<p><b>第1 趣旨</b> (略)</p>
<p><b>第2 公共建築物等における木材の利用推進のための施策に関する基本的事項</b> (略)</p>	<p><b>第2 公共建築物等における木材の利用推進のための施策に関する基本的事項</b> (略)</p>
<p><b>4 木造化の推進を検討する公共建築物の範囲</b> 公共建築物の整備にあたっては、3の木材の利用を推進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物であること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない公共建築物において、木造化の推進を検討するものとする。 なお、耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して木造化を図るなど、木質耐火部材やCLT等の新たな木質部材の活用を検討するものとする。 また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して防火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も含め、木造化を検討するものとする。 ただし、災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、対象としない。</p>	<p><b>4 木造化の推進を検討する公共建築物の範囲</b> 公共建築物の整備にあたっては、3の木材の利用を推進すべき公共建築物のうち、建築基準法その他の法令に基づく基準において耐火建築物であること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない公共建築物において、木造化の推進を検討するものとする。  また、木造と非木造の混構造とすることが、純木造とする場合に比較して防火性能や構造強度の確保、建築設計の自由度等の観点から有利な場合もあることから、その採用も含め、木造化を検討するものとする。 ただし、災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設、危険物を貯蔵又は使用する施設など、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、対象としない。</p>
<p><b>第3 公共建築物等における木材の利用の目標</b> (略)</p>	<p><b>第3 公共建築物等における木材の利用の目標</b> (略)</p>
<p><b>第4 その他公共建築物等における木材の利用推進に関する事項</b> (略)</p>	<p><b>第4 その他公共建築物等における木材の利用推進に関する事項</b> (略)</p>
<p>附則 この方針は、平成25年6月7日より適用する。 この方針は、令和2年8月20日より適用する。</p>	<p>附則 この方針は、平成25年6月7日より適用する。</p>

【別 紙】

(1) 木造化の推進を検討する施設

	対 象	取組目標
すべての施設	<p>法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない公共建築物</p> <p>なお、耐火建築物とすることが求められている建築物についても、木質耐火部材を活用して木造化を図るなど、木質耐火部材や CLT 等の新たな木質部材の活用を検討するものとする。</p> <p>ただし、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、対象としないこととする。</p> <p>①災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設</p> <p>②危険物を貯蔵又は使用する施設など。</p>	

(以下、略)

【別 紙】

(1) 木造化の推進を検討する施設

	対 象	取組目標
すべての施設	<p>法令で耐火建築物とすること又は主要構造部を耐火構造とすることが求められていない公共建築物</p> <p>ただし、当該建築物に求められる機能等の観点から、木造化になじまない、又は木造化を図ることが困難であると判断されるものについては、対象としないこととする。</p> <p>①災害時の活動拠点等を有する災害応急対策活動に必要な施設</p> <p>②危険物を貯蔵又は使用する施設など。</p>	

(以下、略)